

基準 7 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

【学生支援に関する方針の策定と明示】

「仏教の精神に則り、人格を育成するとともに、仏教並びに人文に関する学術を教授研究し、広く世界文化に貢献することを目的とする。」という本学の理念・目的のもと、学生一人ひとりが学修に専念し、安定かつ充実した学生生活を送ることができるよう、本学では次のとおり学生支援に関する方針を定めている。

【学生支援に関する方針】

学生一人ひとりが学修に専念し、充実した学生生活を送ることができるように環境を整えて、建学の理念を基盤として人間的成長を促し、社会人としての自立に向けた支援を行う。

【修学支援、生活支援、進路支援に関する方針】

- | | |
|------|--|
| 修学支援 | 一人ひとりの学力や学習段階に応じた支援ができる体制の構築と奨学金制度の充実を図り、大学における学修を多方面から支援する。 |
| 生活支援 | 指導教員を中心に関係部門および保証人等の連携を強化し、学生が生活全般にわたって相談ができるよう組織的に支援する。 |
| 進路支援 | 社会人としての自立に向けて、キャリア意識を醸成するための働きかけを初年次から行い、学生が自ら進路を切り開く力を得られるよう支援する。 |

また、本学には、障がいのある学生が数多く受験し入学していることから、「障がい学生支援に関する方針」も次のとおり定めている。

【障がい学生支援に関する方針】

入学前からの相談体制を強化し、社会人としての自立に向けて一人ひとりが必要とする支援を図る。

教授会及び部課長会議でも報告し部課長会議を通じて事務職員にも報告することで教職員間での周知、共有を行っている。また、HPでも公開をしている（資料 7-1）。

学生支援に関する方針は、本学が 2012 年度から 10 年間のグランドデザインを 2011 年度に発表した際に初めて策定した。原案は、文学部長、学生部長及び学生支援部門の部課長で検討した。その後、2013 年度に文言を見直し、障がい学生支援に関する方針を追加し

て現在に至っている。この時も、原案の策定は、関係する執行部（執行部体制が変わったため、このときは教育学生支援担当副学長、学生部長、大学院文学研究科長、短期大学部長、学生支援部事務部長）と学生支援部の課長（教務課長、学生支援課長及びキャリアセンター課長）で行った。その後、関係する会議（教育推進会議及び学生支援委員会）に諮り、大学運営会議で決定という経緯である。

【有効性や適切性の判断】

上記のように、「本学の学生支援に関する方針」及び「障がい学生支援に関する方針」は、本学の理念・目的のもと、学生一人ひとりが学修に専念し、安定かつ充実した学生生活を送ることができるように、適切に定められていると考えている。

点検・評価項目② : 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

【学生支援体制の適切な整備】

本学では、「本学の学生支援に関する方針」及び「障がい学生支援に関する方針」を具現化するために、学生支援部（教務課、学生支援課、キャリアセンター）、教育推進室、総合研究室、学習支援室（ラーニング・スクエア）、語学学習支援室（GLOBAL SQUARE）、実

習支援センター、保健室、学生相談室、人権センター、教職支援センターを設置して教職員を配置するほか、場合によっては専門家への業務の委嘱も行っている。また、委員会として、学生支援委員会（その下部組織として学生部会とキャリア部会を設置）、教職課程委員会、障がい学生支援委員会や人権委員会等を置いている。

【学生の修学に関する適切な支援の実施】

本学では50年以上前から「指導教員（又は補導教員）」という名称でクラス担任制を設け、履修指導だけでなく、学生生活をはじめとする諸々の相談を受ける役割を担う教員を配置してきた。現在は、指導教員には各学科・学年の演習担当者がこれに当たり、毎週最低1回は学生と顔を合わせることができるようになっている。また、第1学年は、共通基礎科目の人間学Ⅰの担当者を副指導教員とし、2名体制で指導に当たっている。更に、入学直後のオリエンテーションで本学の教育システムや履修の説明を行うほか、大学導入科目の「学びの発見」では、図書館や総合研究室に学生が入室し、利用方法等の説明を対面形式で行っている。総合研究室は、学部学生・大学院生が共同して自由に利用できる施設として設置しており、広い視点からの学習活動の展開を期待して、ワンフロアの構成となっている。また、任期制助教が常駐して、学習研究支援に当たっている。

○学生の能力に応じた補習教育、補充教育及び正課外教育

外国語学習や留学を希望する学生のために「語学学習支援室（GLOBAL SQUARE）」を設置し、ここでは外国語学習や留学に関する各種の相談や交流の他に、外国語勉強会や日本語会話・表現の勉強会を開催している（資料7-2）。

また、リメディアル教育を行う組織として「学習支援室（ラーニング・スクエア）」を設置している。学習支援室には、本学任期制助教経験者や非常勤講師を学習支援アドバイザーとして採用し、常駐の体制で個別指導を行っている。英語が苦手な学生への支援として、入学前に英語の再入門クラスへの配当希望のアンケートを実施している。再入門クラスへの配当は、入学式後に実施するプレイスメントテストの結果をもとに行う。再入門クラスの科目担当者は、学習支援室との連携を円滑に行うため、学習支援アドバイザーを授業担当可能な非常勤講師として採用し、授業を担当している。また、日本語教育についても、同様に非常勤講師として採用された学習支援アドバイザーが授業を担当する「日本語表現（入門）」を開設し、連携を図った学習支援を行っている（資料7-3）。

その他、教育学部教育学科では小学校および幼稚園教諭免許取得や採用試験に必要なピアノの実技について、授業以外での指導を行っている。

○留学生等の多様な学生に対する修学支援

本学では、正規課程で学位取得を目指す正規留学生以外に、将来的に大学院等（他大学を含む）への進学を目指すために学ぶ外国人留学研究生の受入れを行っている。これら留学生等の支援に対しては、国際交流に関する横断型チームを設けている（資料7-4）。横断型チームは、教育研究支援課が中心となり関係する複数の事務局からのメンバーで構成され、定期的にミーティングを実施し、国際交流や留学生等について情報共有し、支援に当たっている。

留学生等を本学を受け入れた際には、必ずオリエンテーションを実施している。オリエンテーションの内容は、本学での履修等の教育的内容、日本における生活面等である。

また、留学生等には必ず指導教員を配置している。正規留学生は、一般の日本人学生と同様に指導教員の演習科目を必ず受講している。外国人留学研究生に関しては、指導教員からの個人指導を週1回必ず受けることとしている。このように指導体制を整えることで、留学生等が本学での修学に関して安心して過ごすことができるよう支援している。

○障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する修学支援は各部署が行い、学生支援課が取りまとめをしている。障がいのある学生の支援に関しては、本人若しくは連帯保証人より申請された学生について校医による面談を実施し、「配慮が必要な学生」として配慮内容を決定している。授業時の配慮内容は、「配慮依頼文」として、指導教員および学生が履修している授業担当者に配付している。また、聴覚障害の学生にはノートテイク、肢体不自由の学生には板書テイクや食事サポート、視覚障害の学生にはパソコン板書テイクや歩行サポートを学生の有償ボランティアとして実施している。車いす等による移動の負担を軽減するために授業教室の変更を行うこともある。定期試験については、別室での受験や時間延長等の配慮を学生、授業担当教員および事務職員で相談して決定している（資料 7-5）。

発達障害や精神的疾患のある、若しくはその疑いがある学生については、連帯保証人との連携も必要な場合がある。そのような時は、学生相談室長、学科主任および指導教員等と連帯保証人との面談を行っている。

配慮が必要な学生については、部署間での連携が重要であるため、本学では 2009 年度より部署横断型の「障がい学生担当者会議」を開催している。参加部署は、学生支援課、保健室、入学センター、教務課、キャリアセンター、総務課、教育研究支援課および図書・博物館課である。オープンキャンパス等の出願前の相談状況に始まり、修学支援に関する情報を多岐にわたって共有することができる。現在は授業実施期間中に月 1 回程度開催している。

2015 年度には、障害者基本法その他の法令等の定めに基づき、障がいのある学生が、その年齢及び能力並びに障がいの種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために、修学支援に係る基本となる事項を定めた「障がい学生支援委員会規程」を制定し、障がいのある学生の修学等の支援方策を審議するために、「障がい学生支援委員会」を設置した（資料 7-6）。また、障がいのある学生への支援を円滑に行うために障がい学生担当部会を置き支援に当たっている。この部会が中心となり、本学の支援方針を教職員へあらためて周知するとともに、教職員が障がいのある学生へ適切な支援を行えるように「障がい学生支援のために<教職員用>」を作成した（資料 7-7）。

○成績不振の学生の状況把握と指導並びに退学希望者、留年者及び休学者の状況把握と対応

成績不振の学生、退学希望者、留年者及び休学者状況把握と対処については、履修科目の成績を管理する教務課と学生生活全般の支援を担当する学生支援課が中心となり、学科や指導教員と連携して行っている。

退学希望者、留年者および休学者の状況把握のためには、兆候がみられる学生の早期発見が重要である。特に入学直後は重要と考え、新入生が円滑に大学生活に移行するように行っている新入生学科別茶話会をオリエンテーション期間中に実施し、大学での学修と生活の両面から状況を確認している（資料 7-8）。また、第 1 学年を含む全学生に対して、長期欠席者調査を実施し、各学期開始時に指導教員が担当する演習の欠席回数の多い学生については保護者に連絡するようになっている（資料 7-9）。加えて学生支援委員会学生部会にて長期欠席調査の対象者と休・退学者の関係を確認し、結果を各学科に提供している。更に各学科において一人ひとりに面談を実施し、学生生活の状況の把握に努めている。

学生から休・退学の相談が学生支援課窓口にあった場合は、休・退学の理由を聞きとり、経済的な理由であれば奨学金等制度の紹介、精神的な理由であれば学生相談室の紹介等を行っている。このような窓口対応は、各指導教員を含む学科教員全員へ学内グループウェアにて連絡し、情報共有するとともに、相談履歴として学生支援課員全員が共有することになっている。最終的に休・退学届の提出や学費未納による除籍があった場合も、職員と教員で経緯を共有している。しかしながら、相談内容はセンシティブなものが多いため、学生、連帯保証人に情報の共有範囲を確認し、承諾をえられた範囲内で共有をしている（資料 7-10）。

また、2013 年度より留年率の改善を目的に、進級基準を厳格化する等の改正を行った（資料 7-11）。結果として、第 4 学年の年度末の過去 5 年の留年率が 2011 年度 18.7%、2012 年度 16.4%、2013 年度 18.6%、2014 年度 20.0%、2015 年度 15.7%であったのが、2016 年度 11.5%、2017 年度 11.8%、2018 年度 13.4%、2019 年度 10.3%と改善の傾向にある。

○奨学金その他の経済的支援の整備

奨学金等の経済的支援は、学生支援課が担当している。

本学で給付および貸与している奨学金の概要と採用人数は『奨学金ガイドブック』に示したとおりである。

本学独自の給付型奨学金としては、学業重視の大谷大学育英奨学金、東本願寺奨学金や経済的支援が目的の大谷大学教育ローン援助奨学金、雲井奨学金、石間奨学金がある。在学生の父母兄弟等保護者により組織されている教育後援会では、学費支援奨学金、勤労学生表彰奨学金、家計急変奨学金等がある。これは、本学での学びに強い意志を持ちながら、経済的事情により修学が困難な学生に給付するものである。貸与型奨学金には大谷大学教育後援会特別貸与奨学金がある。これら各奨学金の選考は、奨学生選考委員会で行っている。

社会の景気がここ数年回復しているとはいえ学費の支弁が困難な学生も多く、日本学生支援機構奨学金の申請者が増加している現状において、本学独自の奨学金制度を常に学生支援課や学生支援委員会学生部会で点検するとともに学生に周知徹底し、利用者の増加を図っている。

学生への周知として、学部生に対する『奨学金ガイドブック』、大学院生に対する「大谷大学大学院奨学金ガイド」を配布し、学生支援システムにも公開している。また、教授会や指導教員連絡会等にて学生への周知を依頼している。奨学金以外でも、保護者が天災等

で被害を受けた場合、学費を免除又は減額する制度や経済的理由により修学が困難な学生には、学費を延納できる制度がある。これらの制度と奨学金を組み合わせることで学生への経済的支援を行っている（資料 7-12、資料 7-13）。

【学生の生活に関する適切な支援の実施】

○学生の相談に応じる体制の整備及び学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の相談に応じる組織として、学生支援課のほかに学生支援課が管轄している学生相談室と保健室がある。

学生相談室では、学生の悩みや不安の相談に応じるために臨床心理士や大学カウンセラーの資格を持った学生相談員が常駐しており、精神科校医による医療相談も月に 2 回行っている。毎年、「学生相談室リーフレット」を作成し、4 月に新入生全員に配付するなど周知している（資料 7-14）。新入生に対してはオリエンテーション時の学生生活ガイダンスにて学生相談室の紹介を行っている。

保健室では非常勤の校医 2 名（精神科校医 1 名を含む）と常勤の看護師 1 名・保健師 1 名の体制で、応急処置だけではなく、健康相談や健康情報の提供、健康診断後の保健指導、近隣病院の紹介等を行っている。年 1 回実施する健康診断に合わせて、全学生を対象に健康アンケートも実施しており、全体的な傾向を確認している。また、学生相談室・保健室と学生支援課や教員との連携を充実させるために年に 1 回「校医・学生相談室員との研修会」を校医、学生相談員、関係する教職員で実施し、情報共有を行っている（資料 7-15、資料 7-16）。

○ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

本学では、1974 年に「同和教育委員会規程」を整備し、1980 年に「同和教育資料室」を設置して人権に関する資料収集を行うなど、古くから人権教育に取り組んできた。その後 2001 年に現在の形となり、「大谷大学人権委員会規程」を整備、その規程に基づいて「人権センター」を設置、人権センターのもとに「人権教育推進委員会」を置いて、人権に関する教育や研究および啓発活動等を行っている（資料 7-17、資料 7-18、資料 7-19）。

人権委員会は、本学における人権教育・研究に関する大綱を定める等、人権に関して中心的な役割を担っている。人権センターには、本学の専任教員から人権センター長および人権センター員を任命し、センター員がシフト制で人権センターに在席するほか、職員も配置している。人権センターでは毎週定期的にミーティングを行い、学内外の活動についてセンター員同士の情報共有を図っている。

人権センターは、学生や教職員から人権に関する相談を受ける場所となっているが、その他に学生相談室、保健室、総務部担当者も相談員として任命し、相談する人が安心して相談できる場所を選べる体制をとっている（資料 7-20）。人権センターのもとに設置した「人権教育推進委員会」の主な活動には、リーフレットの作成、全学学習会（年 2 回）、教職員対象の学習会（年 1 回）、人権教育テキストの作成があげられる。人権センターに寄せられた人権問題のうち、事実確認等の調査が必要と判断した場合は、人権委員長である学監・副学長に報告のうえ、秘密裏に調査委員会を設置し調査が行われる（資料 7-21）。なお、これらの活動については、『学生手帳』やリーフレットを配布して、「ハラスメント防

止のためのガイドライン」をはじめ、人権センターや相談窓口について学生への周知を図っている（資料 7-22、資料 7-23）。

【学生の進路に関する適切な支援の実施】

○学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

学生の進路全般を支援するための部署として「キャリアセンター」を設置している。キャリアセンターは、学生支援部に属し、学生部長、学生支援部事務部長のもと、課長 1 名、事務職員 6 名（うちキャリアカウンセラーの資格取得者 1 名）で構成している。平日の午後に 2～3 名のキャリアアドバイザー（派遣職員：キャリアカウンセラー資格取得者、企業における人事採用担当経験者）を配置している。また、特に教職をめざす学生を支援するための部署として学生支援部教務課に「教職支援センター」を設置し、事務職員 5 名、教職アドバイザー（学校長経験者、地方自治体教育委員会における人事採用担当経験者）3～4 名を配置している。

キャリア形成支援としては、学生支援委員会キャリア部会との連携のもと、学生自身が将来の目標を見出し、その目標達成に向けて主体的に行動できるよう、正課科目としてインターンシップ科目やキャリアデザイン関連科目を開講している。また、課外における支援として、入学直後に「キャリア支援説明会」、第 2 学年および第 3 学年の年度当初に「進路就職ガイダンス」、第 2 学年後期に「キャリアガイダンス」等、低学年次から進路に関するガイダンスを実施することで早期から学生が自身のキャリア形成を意識できるよう努めている。特に新生には、大学生になったことの自覚を促すとともに、キャリア形成に対する意識醸成を補完するため、入学時に『キャリアデザインブック』を配付するとともに「自己発見診断Ⅰ（アセスメント）」を実施している。また第 3 学年全員を対象に「自己発見診断Ⅱ（アセスメント）」を実施し、第 1 学年の時の受検結果と連動させ、自身の成長を実感させることにより効果的な支援、指導を行っている（資料 7-24、資料 7-8、資料 7-25）。

○進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

キャリアセンターにおける就職支援は、第 3 学年前期から本格的に開始し、就職ガイダンスや職業適性検査、筆記試験対策（模試、対策講習）を実施している。ガイダンスでは、「進路・就職システム 大谷大学就職ナビ」への登録を行うほか、就職活動に必要な情報を掲載している『就職のてびき』を配付し、その後の就職活動のプロセスを示している（資料 7-26【ウェブ】、資料 7-27、資料 7-28）。

あわせて、2014 年度からは、ガイダンスを補完するために、ゼミ別就職ガイダンスを実施し、就職への意識・意欲の高揚を図っている。第 3 学年後期からは、業界・企業研究、ビジネスマナー等をテーマとした各種ガイダンス・講座のほか、履歴書作成のための個別面談、面接実践講座、就活強化合宿などを実施している。特に履歴書作成のための個別面談は、10 月からの約 4 ヶ月間、キャリアアドバイザーを増員し、履歴書の核となる自己 PR の完成をめざし短期集中的に面談を行っている。

第 3 学年の後期試験終了後から第 4 学年にかけては、個別面談において、履歴書やエントリーシートの添削、模擬面接等を行うほか、学内における企業説明会（合同、単独）等を実施している。卒業年次学生の活動状況の把握に関しては、大谷大学就職ナビにおいて

個人面談記録をキャリアセンター内で共有しているほか、指導教員へのヒアリングを年に数回行い、キャリアセンターと指導教員のそれぞれが把握している情報を共有し就職支援に活用している。

教職支援センターでは、教職アドバイザーによる個人指導や地域連携事業「おおたにキッズキャンパス」、ボランティア活動の支援のほか、資格取得課程委員会教職課程部会と連携し、教員採用試験に向けた筆記試験講習会、願書記入説明会等を実施している。

先述した大谷大学就職ナビでは、大学の内外を問わず求人情報を閲覧することができるほか、メール配信機能を活用した各種支援企画の告知を行っている（資料 7-26）。更に、全学年を対象として各種資格取得対策講習や公務員採用試験、社会福祉士国家試験（社会学科社会福祉学コースに限る）の受験対策講習を実施している。

このほか、障がいのある学生を対象とした就職ガイダンスを実施している。

保証人に対しては、『保護者のための就職ガイドブック』を作成し、保証人全員に送付するとともに、保護者懇談会開催時には、就職に関する説明会、業種別のミニ説明会、UIターン希望者のための協定締結を行った自治体のブースの開設および個別面談を実施している（資料 7-29、資料 7-30）。

進学支援としては、「大学院進学ガイダンス」を実施している。ガイダンスでは、本学大学院の概要や特徴を大学院文学研究科長より説明し、進学意欲の高揚に努めている。

○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

課外活動団体への支援については、課外活動に対する支援策を構築し、課外活動を活性化させることを目標として、支援を行ってきた。公認の課外活動団体には専任教員が顧問となり、指導や助言を行っている。2012年度から「課外活動団体顧問・リーダー合同会議」を年1回実施しており、顧問の役割をより明確にしてきた。さらに新幹部を対象にした「課外活動団体リーダーズ研修会」を年1回実施しており、幹部としての心構えを伝え、本学の公認団体の一員であることを自覚し、責任ある行動を心掛けることを幹部はもとより部員にも共有するようにしている（資料 7-31）。

○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

・「学生の声」の設置

授業の内容および環境の改善を図り、教育の質を向上させるために、2014年4月より広く学生から意見を聴き取るためのオピニオンボックス「学生の声」を教務課窓口に設置し、学生の声を吸い上げて迅速に対応している（資料 7-32）。

・「学生会」の代表者と学生部長との話し合いの場の設定

学生全員を会員とする「学生会」の代表者と学生部長との話し合いの場を設けている。学生会では、学生大会を開催し、学生からの大学に対する様々な意見を集約し、学生会を通して出てきた意見に対しては、関係部署で検討して返答している。

【有効性や適切性の判断】

上記のように、本学の「学生支援に関する方針」及び「障がい学生支援に関する方針」に基づき、指導教員体制や学習支援室、保健室など学生支援を行う体制を整備し、学生一

人一人丁寧に寄りそう形で支援を行っていることから、学生支援の体制は整備されおり、学生支援は適切に行われているものとする。

点検・評価項目③ : 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

【適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価】

学生支援に関する方針に沿って活動が適切に行われ、それについて定期的に点検・評価が行われているかどうかを検証し、その結果をもとに改善・向上に結びつける仕組みについては、従来は、教務課・学生支援課・キャリアセンターをはじめとした各組織が独自に目標管理制度や自己点検・評価、事業計画および事業報告を利用して検証するというものであった。

その仕組みに加えて 2013 年度に全学的な体制を構築した。すなわち、関係する各組織が当該年度に行った活動について、方針に基づいた活動ができているか否か、次年度に向けた改善点がないかどうか等をそれぞれ検証し、その内容を教育推進室と学生支援委員会が取りまとめ、改善すべき点について教育推進室又は学生支援委員会から各組織に指示を出すという仕組みである。これらの検証は、毎年度末に行うこととなっており、2013 年度以降は毎年度末に検証し活動の方向性を確認している（資料 7-33、資料 7-34）。

2019 年度には、外部評価委員からの指摘を受け、教育推進室と学生支援委員会学生部会において実施している点検・評価等が、大学全体の内部質保証システムの一環として機能するよう取り組んだ。具体的には、大学運営会議へ教育推進室と学生支援委員会学生部会より「2018 年度大谷大学第 3 回「学修行動調査」結果報告に基づく検証および評価」及び「2019 年度新入生学科別茶話会について結果報告に基づく検証および評価」について検証した結果を報告し、その大学運営会議において結果報告に基づく検証および評価をした。

【点検・評価結果に基づく改善・向上】

学生支援委員会学生部会において、2013 年度より多くの学生が安心して学生生活を送れるように、奨学金制度を学生に周知し活用してもらうことを目標に掲げ取り組んできた。その目標を達成するため、学生支援委員会学生部会において奨学金制度の点検・見直しを行い、学生支援委員会において検証し、改善等に取り組んできた。

取り組み当初は、指導教員からの告知の徹底及び奨学金制度の説明会の実施など、目標に掲げたとおり学生への周知を中心に行ってきた。その後、2018 年度からの 3 学部体制に代わることを契機に、制度自体の見直しを行い、2017 年度に「大谷大学育英奨学生規程」を改正した。主な改正点は、2018 年度からの学科定員に基づいた採用定員の設定と成績基準に G P A 制度を取り入れた（資料 7-35、資料 7-36）。

結果として、この改正により出願条件が明確になり、学生が出願に際して判断しやすく

なったため 2018 年度の出願状況は、全学において改善・向上することができた。

また、新入生学科別茶話会では、従来の 5 月開催では欠席者が多いこと、5 月開催ではすでに交友関係が構築されており仲間に入れたい学生がいることなどの問題点を各学科より指摘されていたことから 2018 年度から 4 月開催とした。その結果、2017 年度は 91.2% であった出席率が、2018 年度は 98.4%、2019 年度は 99.5% と改善されている。さらに、入学当初で交友関係が構築される前であり、茶話会開始時は緊張した様子があるものの孤立している学生は見られず、学科で工夫して行った自己紹介やゲームなどで学生同士が歓談できるようになり、翌週からの演習の授業では人間関係が構築され、取り組みによる改善効果が確認できた。また、大学運営会議へ報告した検証結果のフィードバックからも部会と同様の見解を得られたため、本活動が大学としてより一層留年、休学、退学抑止や改善に結び付けたいと考える。

【有効性や適切性の判断】

上記のように、教育推進室及び学生支援委員会が、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っており体制は整っていると考えている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行えているものとする。

（2）長所・特色（意図した成果が見られる（期待できる）事項）

【学習支援室における活動】

2018 年度より新たに 3 学部体制がスタートしたが、多数の来談者確保や利用者の学力向上といったこれまでの成果に鑑み、これまでと同様に授業科目（「英語」・「日本語表現」）と連携を図りながら、基礎英語・日本語の読み書きを中心とした学習支援を行う。そして学習支援室における活動、支援が、本学におけるリメディアル教育の更なる向上につながると考えている。今後も教育推進室との合同会議を適宜開催し成果の検証を行っていく。

2018 年度の検証においても、受講者を対象としたアンケートの結果を確認すると、「今まで英語にかかわることさえいやだったが、この授業を受けて少し理解できるようになった。」「英語を基礎からやり直すことができてよかった。中学・高校ではわからなかったところがわかるようになったことが増えた。」「レポートの書き方など知らないことも多く、とても役立つ授業だった。」「自分が書いた課題が返却されたので、どこを間違えたかがよくわかった。」など教育効果がわかる評価内容のものがあった。このことから学習支援室における活動によって、本学におけるリメディアル教育が学生に対して効果的に行われることが期待できる（資料 7-37）。

【学生支援委員会学生部会における活動】

新入生学科別茶話会は、入学後の早い段階で大学に馴染み、人間関係を築くことにより授業の欠席を少なくするなど、留年、休学、退学抑止や改善を目的として実施した。従来は 5 月の連休明けに実施していたが、新入生が円滑に大学生活に移行できるように、2018 年度からはオリエンテーション期間中に実施した。実施日を早期に変更したことによる効

果や改善点を検証した結果、5月開催の2017年度は91.2%であった出席率が、2018年度は98.4%、2019年度は99.5%と改善されている。

さらに学科主任からは、「欠席者がゼロ、1～2名程度など5月開催に比べると新入生の出席率は100%に近い数字であった。」「茶話会をきっかけに学生同士の交流ができ、従来の5月開催のような友人同士が集まるグループ化はなく、会話に加われない学生は少なかった。」「入学当初で交友関係が構築される前であり、茶話会開始時は緊張した様子があるものの孤立している学生は見られず、学科で工夫した自己紹介やゲームなどで歓談ができるようになった。」「聴講登録の確認や履修指導ができ、これから授業を受けるにあたっての学生の不安を解消できた。」「翌週からのゼミでは人間関係が出来上がっていた。」など人間関係を築く機会となり効果的であった内容の報告を受けることができた。このことから、2020年度もオリエンテーション期間中の実施と決定した。この取り組みが今後、学生の留年、休学、退学抑止につながることを期待したい（資料7-38）。

【キャリア支援：自己発見診断（アセスメント）の実施】

2018年度からオリエンテーション期間中に、自己発見診断Ⅱを実施することができた。結果、80%近い学生が自己発見診断を第1学年と第3学年で2回受検したことになった。このよう形で実施できたことで、受検した学生自身が入学時からの成長や変化を客観的に確認できることとなった。また、キャリアセンターでは、キャリアアドバイザーとも情報を共有し、就職活動を直前に控えた学生への進路指導に役立てることができた。

【点検・評価方法の見直し】

2019年度には、外部評価委員より「教育推進室と学生支援委員会の検証と、大学全体の内部質保証や自己点検・評価活動との関連性について本報告書からは確認できないが、今後、関係する各組織の活動の検証に基づき行われる教育推進室と学生支援委員会の検証が、大学全体の内部質保証システムの一環として機能することが期待される。」の指摘を受けた。

この指摘を受け、教育推進室と学生支援委員会学生部会において実施した支援内容の「2018年度大谷大学第3回「学修行動調査」結果報告に基づく検証および評価」及び「2019年度新入生学科別茶話会について結果報告に基づく検証および評価」について、大学運営会議に諮った。そこで出た指摘に関しては、教育推進室と学生支援委員会学生部会にフィードバックし、その内容を受け活動を継続することとした。このことにより、教育推進室と学生支援委員会の検証が、大学全体の内部質保証システムの一環として機能するように改善することができたと考えている。

（3）問題点 （改善すべき事項）

【留年者及び休学者、退学希望者の状況把握と対処】

学生支援課と学科、指導教員が連携し、長期欠席学生の対応や場合によっては保護者も交えて個別面談や奨学金制度の見直しを行う等、様々な対応を行うことにより、留年者及

び休学者、退学希望者については改善の傾向が見られる。救済されている学生もいるが、まだまだ思うような改善には至っていない。以前から本学の学生に見受けられる傾向に、宗教系大学として、「自己」について深く考える学風があることから、精神的な苦悩を抱えた学生も多く入学している。初めから4年間で卒業する意思を持っていない学生も少なからず在籍している。これらについて改善するため、2018年度より新入生学科別茶話会の開催時期の見直しや、学生の留年、休学、退学に関する情報を学生支援課と学科、指導教員がグループウェアを活用し共有しているので、成果を学生支援委員会学生部会で検証していきたい。

また、留年率の改善を目的に、進級基準を厳格化する等の改正を行った結果、過去5年の第4学年の年度末の留年率が15.7%から20.0%であったのが、2016年度以降11.5%から13.4%と改善の傾向にはあるが、10%台とまだまだ高い数値であると考えられる。これについて、2018年度に第2学年と第3学年への進級基準の厳格化等の改正を行ったので、今後も留年率について成果を検証していきたい。

【キャリア支援】

近年の学生の就職活動の環境は、企業側の採用意欲の高さもあり、最終的には95%を超える就職率（就職者数÷就職希望者数）を得ることができている。しかし、就職できなかった学生、早期から活動していれば就職できた学生もいる。こうした学生を早い段階で発見し支援していくことが必要である。そのためには、指導教員への確認など教員との連携がこれまで以上に重要になる。学生支援委員会キャリア部会などを通して教員への協力を要請していく。

（4）全体のまとめ

「現状説明」で記述したとおり、本学における学生支援は、建学の理念・目的のもとに学生支援に関する方針及び障がい学生支援に関する方針を定め、その方針に基づき、支援体制を整備し、様々な部署や委員会が連携し適切な支援を実施している。その中でも、特に学習支援室での支援活動や学生支援委員会学生部会における検討・活動は有効に機能していると考えられる。

キャリア支援については、キャリアセンターとして、計画したガイダンスなどの支援企画は全て実施することができ、高い就職率を維持することができているが、希望した進路に進めず卒業していく学生もいるという問題もある。今後は、早い学年からキャリアセンターとの関わり、接点を持てるよう指導教員とも連携し取り組んでいく。